

第一章 総論

第1節 機構（組織）の概要

1 保健所事務分掌（平成27年4月1日現在）

保健総務課

- (1) 地域保健事業の企画、立案及び調査研究に関すること。
- (2) 健康危機管理の総括に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ対策に関すること。
- (4) 食育推進の総括に関すること。
- (5) 大津市保健所運営協議会に関すること。
- (6) 保健衛生統計調査に関すること。
- (7) 特定給食施設の指導に関すること。
- (8) 専門的栄養指導に関すること。
- (9) 食品表示法（平成25年法律第70号）における保健事項に関すること。
- (10) 地域医療福祉の推進に関すること。
- (11) 地域連携クリティカルパスに関すること。
- (12) 地域リハビリテーションの支援に関すること。
- (13) 献血、骨髄バンク、臓器移植に関すること。
- (14) 地域の保健医療に係る各種団体への補助に関すること。
- (15) 墓地、納骨堂及び火葬場の許可及び届出に関すること。
- (16) 公印の保管に関すること。
- (17) 施設の維持管理に関すること。
- (18) 公用車の管理に関すること。
- (19) 医療機関の監視指導に関すること。
- (20) 病院、診療所及び助産所の許可及び届出に関すること。
- (21) 医療安全に関すること。
- (22) 衛生検査所に関すること。
- (23) 医療従事者の免許に関すること。
- (24) 医療統計に関すること。
- (25) 医療機能情報に関すること。
- (26) 救急医療に関すること。
- (27) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師施術所、歯科技工所の届出等に関すること。
- (28) 医薬品等の販売等の許可・届出・監視指導に関すること。
- (29) 毒物劇物販売等の登録及び監視指導に関すること。
- (30) 麻薬及び向精神薬の免許申請等に関すること。
- (31) 課の一般庶務に関すること。

衛生課

- (1) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び遊泳用プールの衛生に関すること。
- (2) 温泉の利用に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (4) 水道事業の衛生及び飲用井戸の衛生指導に関すること。
- (5) 生活衛生及び食品衛生の啓発に関すること。
- (6) 衛生営業総合管理システムに関すること。
- (7) 公衆浴場運営補助金に関すること。
- (8) 衛生害虫の相談に関すること。
- (9) 食品衛生関係施設の営業許可並びに監視及び指導に関すること。
- (10) 食品衛生監視指導計画の策定に関すること。
- (11) 食中毒の予防及び調査に関すること。
- (12) 不良食品の調査に関すること。
- (13) 食品表示法（平成 25 年法律第 40 号）における衛生事項に関すること。
- (14) 食鳥処理の事業及びふぐの取扱いの規制に関すること。
- (15) と畜場及び化製場等（動物の飼養又は収容のための施設を除く。）に関すること。
- (16) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に関すること。
- (17) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (18) 衛生関係功労者等の表彰に関すること。
- (19) 食品等の試験検査に関すること。
- (20) 大気汚染、水質汚濁、悪臭等環境に係る試験検査に関すること。
- (21) 狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (22) 飼い犬の鑑札の交付に関すること。
- (23) 課の一般庶務に関すること。

動物愛護センター

- (1) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (2) 第 1 種動物取扱業の登録に関すること。
- (3) 特定動物の飼養許可に関すること。
- (4) 動物の飼養又は収容のための施設に関すること。
- (5) 狂犬病の予防に関すること。
- (6) 飼い犬の登録に関すること。
- (7) 滋賀県動物保護管理センターとの連絡調整に関すること。
- (8) 防疫に係る消毒に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 動物愛護センターの庶務に関すること。

保健予防課

- (1) 健康危機管理に関すること。
- (2) 結核予防対策に関すること。
- (3) 感染症対策に関すること。
- (4) 特定感染症対策に関すること。
- (5) 予防接種に関すること。
- (6) 特定医療費（指定難病）及び特定疾患に関すること。
- (7) 難病支援に関すること。
- (8) 難病関係団体の支援に関すること。
- (9) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- (10) アスベスト被害の救済に関すること。
- (11) 地域精神保健福祉活動に関すること。
- (12) 精神保健福祉の啓発及び研修に関すること。
- (13) 精神保健福祉関係団体への支援に関すること。
- (14) 精神医療に関すること。
- (15) 課の一般庶務に関すること。

健康推進課

- (1) 保健衛生思想の普及、調査及び研究に関すること。
- (2) 保健事業に係る補助金に関すること。
- (3) 総合保健システムに関すること。
- (4) 母子保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (5) 母子保健事業に関すること。
- (6) 歯科保健に関すること。
- (7) 児童福祉法に基づく疾病により長期療養を必要とする児童に対する事業に関すること。
- (8) 健康増進に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (9) 生活習慣病の予防に関すること。
- (10) 健康教育に関すること。
- (11) 健康増進思想の普及及び啓発に関すること。
- (12) 健康づくり教室事業に関すること。
- (13) 運動実践室及びトレーニングルームの指定管理者による管理に関すること。
- (14) 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく医療等以外の保健事業に関すること。
- (15) 母親健診事業に関すること。
- (16) 各種の健診及び検診の事後指導に関すること。
- (17) 各種の健診及び検診の精度管理に関すること。
- (18) 公印の保管に関すること。
- (19) 課の一般庶務に関すること。

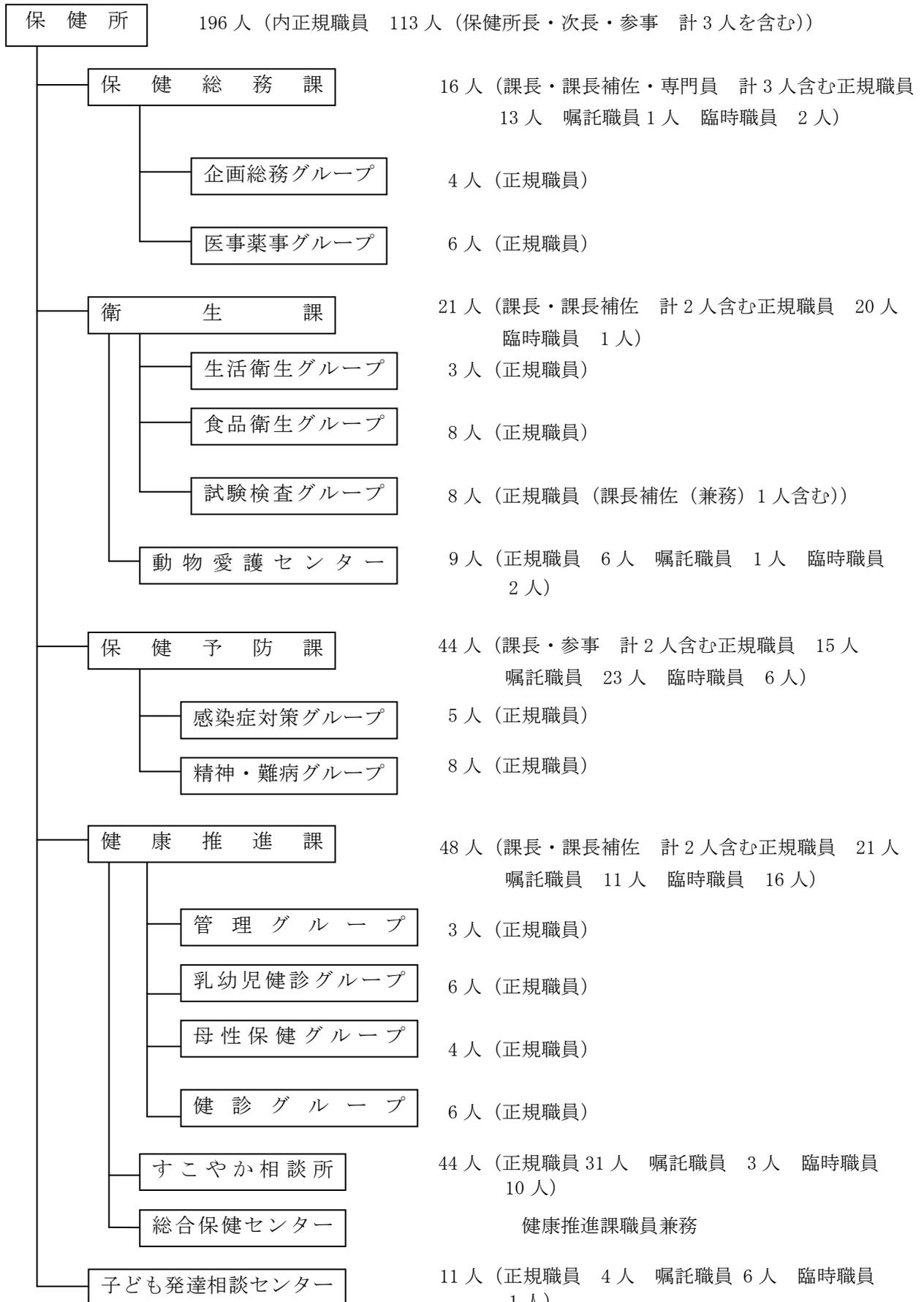
すこやか相談所

- (1) 保健施策の企画、調査及び研究に関すること
- (2) 保健事業の実施に関すること。
- (3) 保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

子ども発達相談センター

- (1) 発達に係る相談及び助言に関すること
- (2) 発達に係る診察及び検査に関すること。
- (3) 発達障害児等の福祉に係る研修会等の開催その他の啓発に関すること。
- (4) 発達障害児等及びその家族の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
- (5) 発達障害児等の早期発見、早期対応、支援施策の企画に関すること。

2 保健所組織図 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



※県への派遣職員 (2 人) を除く

※臨時職員には、産休・育休・病休代替を含む

3 職種別職員構成

平成 27 年 4 月 1 日現在（単位：人）

		職 員 数	医 師	獣 医 師	薬 剂 師	保 健 師	看 護 師	歯 科 衛 生 士	診 療 放 射 線 技 師	理 学 療 法 士	管 理 栄 養 士	発 達 相 談 員	化 学 職	事 務 職	現 業 職
所 長		1 (1)	1 (1)												
次 長		1												1	
参 事		1	1												
保健 総務 課	課長・課長補佐 専門員	3				1								2	
	企画総務 G	4				1				1				2	
	医事薬事 G	6			2			1	1					2	
	小計	13			2	2		1	1	1				6	
衛 生 課	課長・課長補佐	2			1								1		
	生活衛生 G	3			2									1	
	食品衛生 G	8		2	5									1	
	試験検査 G	7※		1	3								3		
	動物愛護センター	6		2										1	3
小計	26		5	11								4	3	3	
保健 予防 課	課長・参事	2				1								1	
	感染症対策 G	5				4								1	
	精神・難病 G	8				5	1							2	
小計	15				10	1							4		
健康 推進 課	課長・課長補佐	2												2	
	管理 G	3												3	
	乳幼児健診 G	6				1		1			2	2			
	母性保健 G	4				4									
	健診 G	6				5								1	
	すこやか相談所	31 (1)				31 (1)									
小計	52 (1)				41 (1)		1			2	2		6		
子ども発達相談セ ンター	4	1			1						2				
合 計	113 (2)	3 (1)	5	13	54 (1)	1	1	1	1	3	4	4	20	3	

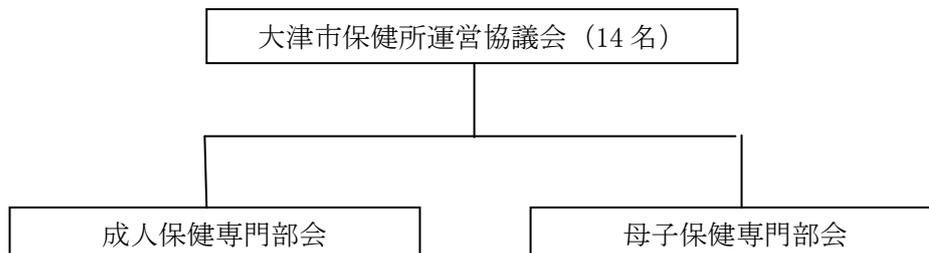
※試験検査 G の職員数に兼務の課長補佐は含まない。また、表中の（ ）は、県派遣職員数（内数）。

4 委員会等

(1) 大津市保健所運営協議会

平成 21 年 4 月 1 日、大津市が中核市への移行により保健所政令市となったことに伴い、これまでの大津市保健対策協議会を発展的に解消し、平成 21 年度から「大津市保健所運営協議会」を設置している。この協議会は、地域保健法及び大津市保健所条例に基づき、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進、並びに公衆衛生の向上に関する総合的な施策の推進を図るため、本市における地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する機関として設置したものであり、地域保健施策を推進するに当たり、医療及び福祉との連携を図り、総合的、一体的に推進するため、保健・衛生・医療機関及び団体、福祉団体、市民団体、関係行政機関等の代表者及び公募により選ばれた市民から構成されている。

① 機構、組織（平成 21 年 7 月 1 日設置）



② 設置目的

- ・ 地域住民の意見を反映した保健所業務を行う。
- ・ 保健所が地域保健対策の中心的機関として企画及び調整等の機能を果たすとともに、医療・福祉との連携やライフサイクルを通じた包括的な健康づくりという視点から関係機関と連携して、地域保健対策を総合的に推進する。
- ・ 保健所業務の発展を期するため、関係者・関係機関等に対する理解を深めるとともに、地域の健康問題への関心を高める。

③ 構成員所属（14名：平成 27 年 4 月 1 日現在）

- ・ 大津赤十字病院 ・ 大津市医師会 ・ 大津市歯科医師会 ・ 大津市薬剤師会
- ・ 大津市自治連合会 ・ 大津市地域女性団体連合会 ・ 大津市社会福祉協議会
- ・ 大津市老人クラブ連合会 ・ 大津市健康推進連絡協議会
- ・ 大津市民生委員児童委員協議会連合会 ・ 大津市食品衛生協会 ・ 大津警察署
- ・ 大津北警察署 ・ 公募委員（1名）

④ 開催状況

開催日	出席者数	内 容
平成 26 年 8 月 26 日	9 人	・ 平成 25 年度保健所事業報告について ・ 大津市新型インフルエンザ等対策行動計画について ・ 子どものための化学物質対策ガイドラインについて
平成 27 年 3 月 24 日	9 人	・ 平成 27 年度保健所事業について

(2) その他の附属機関

名称	設置目的	所管課
大津市医療福祉推進協議会	医療福祉の推進のために必要な事項を調査審議する。	保健総務課
大津市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因して発生した健康被害及びその事後対策について必要な事項を調査審議する。	保健予防課
大津市予防接種協議会	予防接種事業の円滑な実施のために必要な事項を調査審議する。	保健予防課
大津市感染症診査協議会	感染症の患者に対する就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び医療の公費負担などに関し必要な事項を協議する。	保健予防課
大津市肺がん結核検診協議会	肺がん結核検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市消化器がん検診協議会	消化器がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市歯科保健推進協議会	歯科保健事業を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市乳がん検診協議会	乳がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市小児慢性特定疾患対策協議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患に係る医療給付の対象者の認定及び当該疾患の治療研究事業の実施に関し必要な事項を審査し、及び調査審議する。	健康推進課

5 第2期大津市保健医療基本計画

保健事業の充実と医療体制の整備を推進していくための指針として、平成26年度から5年間の計画として策定した。

(1) 計画の基本的な考え方

① 基本理念

いつまでも生き生きと暮らすことのできるまち・大津
～健康は自分で・地域で・社会でつくる～

② 基本目標

基本理念のもと、市民一人ひとりが自分の「こころとからだ」の健康に関心を持ち主体的に取り組むとともに、身近な地域で安全・安心な保健医療サービスが受けられる健康のまちづくりの実現を目指し、3つの基本目標を掲げて計画の推進を図る。

- ・生涯にわたる健康づくりを進めます
- ・安心して暮らせる医療体制づくりを進めます
- ・安全で快適な生活環境づくりを進めます

(2) 計画の推進

地域保健及び保健所運営にかかる審議機関である大津市保健所運営協議会に進捗状況を報告し、進行管理に努めるとともに、行政だけでなく、市民、関係機関・団体等が連携し、それぞれの役割に応じた取組を展開することが必要であり、特に、医師会、歯科医師会及び薬剤師会の果たす役割は大きく、これら三師会との連携を強め計画の推進を図る。

第2節 予算及び事業の概要

1 保健総務課

(単位：千円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		説明 (平成 27 年度)
	決算見込額	左の特定財源内訳	予算額	左の特定財源内訳	
1 職員給与費	147,949	国 5,585	137,729	国 5,206	保健総務課 (16 人)
2 保健所運営事業	32,127	国 351 諸 5,146	23,053	諸 59	保健所の管理運営経費
3 総合保健対策事業	182,172	諸 53	17,085	国 565 諸 52	<p>① 総合保健対策事業 (11,121 千円) 地域・職域における健康づくりを進めるための連携会議の開催や献血事業に取り組むほか、看護師を確保するため、市内看護師養成学校や三師会公衆衛生活動事業への支援を実施する。</p> <p>② 食環境整備事業 (2,506 千円) 「大津市食育推進計画」の進捗管理及び啓発を行う。特定給食施設及び多数給食施設において栄養管理が適切に行われるよう、施設に対する計画的な栄養指導を行う。また、国民健康・栄養調査を国の委託を受けて実施する。</p> <p>③ 健康危機管理体制整備事業(3,048 千円) 健康危機事例発生時において、迅速かつ効果的な対応を行うため、平時より健康危機事例発生に備えた組織体制の整備と、大規模災害(原子力災害含む)が発生した場合に備えた市民啓発と情報提供、災害備品や医薬品の確保と維持を行う。</p> <p>④ 健康おおつ21推進事業 (410 千円) 大津市健康おおつ21(第2次計画)推進会議を開催し、関係機関、団体との協働のもとにその総合的な推進を図る。</p>
4 地域医療確保支援事業	56,338	県 18,145 繰 500	56,536	県 18,241	<p>① 地域医療推進事業 (2,110 千円) 地域医療の一端を担う在宅医療の環境整備を進めるため、地域リハビリテーション支援体制整備事業を推進するとともに、市医師会及び病院等関係機関・団体と連携し、脳卒中及び糖尿病について、地域連携クリティカルパスの普及推進を図る。また、医療、看護、介護、福祉が連携する在宅ケアの推進を目指して策定した「大津市医療福祉ビジョン」に基づき、多職種連携のための研修や在宅療養についての市民啓発事業に取り組み、在宅医療連携拠点の整備に向けた準備を進める。</p> <p>② 医療確保対策事業 (54,426 千円) 休日、夜間の専門的な治療に対応する救急医療機関(後方医療機関)の確保、小児救急医療体制の確保及び本市北部地域の医療確保を図るため、医療機関等に対して、また休日救急歯科診療を確保するため、市歯科医師会に対して、それぞれ財政支援を行う。</p>
5 医務業務等指導事業	2,167	使 1,989	1,886	使 1,290	医療法、医薬品医療機器等法、毒物劇物取締法等に基づく許可及び届出に関する事務を行うとともに、医療機関や医薬品、毒物劇物等の製造・販売・管理を行う事業者に対し立入検査や監視指導を行う。また、医療に関する苦情や相談等に対応するため、保健総務

						課内に「医療安全支援センター」を開設する。 ① 医療監視事業 (1,431 千円) ② 薬事指導事業 (387 千円) ③ 毒物劇物指導事業 (68 千円)
6 衛生統計調査事業	1,130	国 1,130	976	国 976		厚生労働省において、政策の企画及び立案に必要な資料を得るために実施する保健衛生に関する各種調査について、保健所が国の委託を受けて実施する。
7 墓地等経営許可事業	30		20			墓地、埋葬に関する法律に基づき、墓地等の経営許可を行う。
合計	421,912	使 国 1,989 県 7,066 諸 18,145 5,199	237,285	使 国 1,290 県 6,747 諸 18,241 111		

2 衛生課

(単位：千円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		説明 (平成 27 年度)
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 職員給与費	187,906	使 15,632	200,739	使 13,077	衛生課 (20 人) 動物愛護センター (6 人)
2 生活衛生事業	4,657	使 548	5,461	使 725	① 衛生総務事業 (4,736 千円) 衛生課全体の一般事務、衛生関係営業施設 総合管理システムの管理運営を行う。 ② 生活衛生監視指導事業 (545 千円) 旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師 法、美容師法、クリーニング業法、建築物に おける衛生的環境の確保に関する法律、温泉 法及び滋賀県遊泳用プール条例に基づく営 業施設の許可及び届出事務並びに監視指導 (立入検査等) 業務を実施する。 ③ 生活衛生啓発事業 (180 千円) 生活衛生を確保するため、事業者や市民対 象の講習会開催や啓発資料 (リーフレット 等) の作成・配布などの啓発事業を実施する。
3 食品衛生事業	3,204	使 3,204	4,127	使 4,127	① 食品衛生監視指導事業 (1,932 千円) 食品衛生法、食品表示法、食鳥処理の事業 の規制及び食鳥検査に関する法律、滋賀県ふ ぐの取扱の規制に関する条例に基づく食品 衛生関係施設の許可及び届出事務並びに監 視指導 (立入検査等) 業務を実施する。 ② 食品衛生啓発事業 (1,225 千円) 食品に起因する事故や食中毒の発生を防 止するため、関係団体等と連携を図りなが ら、市民に対する啓発や講習会等を実施す る。 ③ 食品衛生自主管理推進事業 (970 千円) 事業者の自主衛生管理意識の定着を図り、 業界の自主衛生管理体制を推進する。また、 H A C C P 手法による高度な自主衛生管理 の導入、指導を実施する。
4 検査事業	35,481	国 136	44,341	国 25	① 検査施設管理運営事業 (28,852 千円) 食品・生活衛生、感染症、環境 (大気・水 質) 等に関する行政検査のための検査機器等 の更新、維持管理及び運営を行う。 ② 衛生検査事業 (13,729 千円) 食品の成分規格、残留農薬、アレルギー物 質、放射性物質等の検査及び食中毒、感染症 の原因究明のための検査、また、浴場水、医 薬品等の検査を実施する。 ③ 環境検査事業 (1,760 千円) 工場・事業場の排水・排ガス、河川等の水 質の検査を実施する。
5 動物愛護管理 事業	13,224	使 845 寄 50 諸 22	16,052	使 708 諸 30	① 動物愛護管理事業 (12,717 千円) 動物の愛護及び管理に関する法律等に基 づき許可及び届出事務並びに監視指導業務、 動物愛護や適正飼育の啓発、犬・猫の引き取 り、保護等の業務を実施する。 ② 地域猫活動支援事業 (677 千円) 所有者不明の猫に係る諸問題を解決すべ く、地域猫活動の普及啓発や不妊手術等を行 う。 ③ 動物愛護センター管理運営事業 (2,658 千円)

					動物愛護センターの管理運営に関する業務を実施する。
6 狂犬病予防事業	8,149	使 8,149	7,391	使 7,391	狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射及び飼犬登録事務等の業務を実施する。
7 公衆浴場運営補助事業	9,600	県 1,068	8,760	県 2,032	地域住民にとって保健衛生上欠くことのできない公衆浴場の経営安定と自立を図るため、その実施した事業等に対して補助金を交付する。
8 防疫衛生事業	18		297		大津市防災計画に基づき、災害時等及び感染症発生時に防疫作業を実施する。
合 計	262,239	使 28,378 国 136 県 1,068 寄 50 諸 22	287,168	使 26,028 国 25 県 2,032 諸 30	

3 保健予防課

(単位：千円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		説明 (平成 27 年度)
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 職員給与費	110,706	県 5,779	110,460	県 4,930	保健予防課 (15 人)
2 感染症予防 事業	28,077	国 9,423 県 361	27,040	国 10,454 県 381	<p>① 保健予防事業 (3,544 千円) 保健予防課全体に関する一般事務経費</p> <p>② 感染症予防事業費 (4,329 千円) 感染症の流行予測のため発生動向調査を実施する。また、感染症発生時は疫学調査、消毒、保健指導を実施し二次感染の予防に努める。</p> <p>③ 感染症医療療養費事業費 (9,257 千円) 感染症患者の医療費について、適正な医療の普及を図るため、入院の場合は医療に要する費用を、また通院の場合は必要な医療経費の 95%に相当する額を公費負担する。</p> <p>④ 特定感染症予防対策事業費 (2,267 千円) エイズ予防対策として、啓発・H I V検査・相談を実施し、性病予防対策として梅毒検査を実施する。また、薬害肝炎問題の対応としてウイルス性肝炎検査の実施、肝炎治療特別促進事業の申請窓口事務を実施する。 平成 26 年度より風しん抗体検査事業を開始。平成 27 年度も継続して実施している。</p> <p>⑤ 結核予防対策事業費 (7,643 千円) 結核の早期発見、まん延予防及び患者の適正医療の確保のため、感染症診査協議会の運営、接触者健康診断、結核患者精密健診、服薬および療養支援、私立学校等健康診断費補助事業を実施する。</p>
3 予防接種事 業	742,872	県 620	777,704	県 240	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため予防接種法による予防接種を実施する。(ポリオ、麻しん、風しん、三種混合 (D P T)、四種混合 (DPT-IPV)、B C G、日本脳炎、二種混合 (D T)、インフルエンザ (高齢者)、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、水痘、高齢者肺炎球菌)
4 難病支援事 業	3,141	国 672 県 469	5,204	国 739 県 1,995	<p>① 難病患者地域支援対策推進事業 (3,209 千円) 難病患者に対する適切な在宅療養支援が行われるよう、関係機関と連携の下、在宅療養支援計画策定評価事業、訪問相談事業、難病対策研修事業等を実施し、難病患者地域支援対策を推進する。</p> <p>② 特定疾患治療研究事業 (1,995 千円) 原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち厚生労働省が指定した疾患について、医療費の公費負担申請窓口事務を実施する。</p>
5 精神保健福 祉事業	7,028	県 4,633	6,099		精神障害者が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう相談・支援体制の充実と、医療・保健・福祉関係者のチーム支援体制の充実に努める。自殺対策の検討。
6 健康被害対 策事業	88	県 25 諸 2	101	県 25 諸 3	<p>被爆者対策事業 「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」に基づく医療費の給付、各種手当の支給に関する申請窓口事務、健康診断、原爆二世に対する健診案内、訪問介護費用の公費負担申請窓口事務を実施する。</p> <p>アスベスト対策事業 アスベストによる健康被害を受けられた方、または、その遺族の方で、労働災害の対象とならない方に対して支給される救済給付の受付事務を実施する。</p>

合 計	891,912	国 県 諸	10,095 11,887 2	926,608	国 県 諸	11,193 7,571 3	
-----	---------	-------------	-----------------------	---------	-------------	----------------------	--

4 健康推進課

(単位：千円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		説明 (平成 27 年度)
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 職員給与費	422,547	県 155	435,698	県 155	健康推進課(21人)すこやか相談所(31人)
2 健康づくり事業	5,452	使 1,422	2271	使 1506	疾病の早期発見、予防目的として、女性健診コースを実施する。指定管理者制度によるトレーニングルーム及び健康運動教室を実施する。
3 総合保健センター運営事業	94,754	県 355 諸 466	103,618	国 1,634 県 256 諸 986	総合保健センターは医療機関としての役割を果たすとともに、「生涯健康都市大津」をめざし市民の健康保持・増進を図り、もって保健サービスの一層の充実を図る。 ① 総合保健センター運営事業費 (89,698千円) ② 総合保健システム事業費 (13,011千円) ③ 食育推進事業費 (909千円)
4 すこやか相談所運営事業	10,920	県 61 諸 574	12,134	県 67 諸 604	市民の健康管理を図るため、市内7ブロックごとにすこやか相談所を設置し、市民に対する保健・福祉サービスの向上を図る。
5 健康推進事業	1,805		1,866		市民の身近なところで健康づくりを行うため、地域の健康づくりリーダーである健康推進員を養成する。
6 小児保健事業 ※平成 26 年度は子ども発達相談事業費を含む。	184,783	使 3,360 国 70,730 県 9,722 諸 5,415	181,779	使 3,361 国 67,377 県 4,476 諸 5,435	乳幼児に対し、心身の健康管理についての適切な指導を行うとともに、心身障害及び各種疾病や虐待等の支援の必要性を早期に発見して、早期対応や治療に結びつけることを目的として実施する。 母子保健法に基づき、医療が必要な未熟児に対して養育に必要な医療の給付を実施する。 児童福祉法に基づき慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を実施する。 平成 27 年 2 月に子ども発達相談センターを開設したことに伴い、子ども発達相談事業を健康推進課から子ども発達相談センターに移管した。 ① 乳幼児健診事業費 (38,551千円) ② 未熟児養育医療給付事業費 (23,304千円) ③ 小児慢性特定疾患対策事業費 (119,924千円)

7 母性保健事業	337,422	国 5,579 県 33,190 諸 330	350,010	国 5,496 県 35,060 諸 360	<p>保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、不妊相談、多胎児家庭育児支援、各種教室を実施する。</p> <p>出産後は、うつ病や産後精神病など女性の生涯で最も精神障害をきたしやすい時期である。このことは、母親の苦痛に留まらず愛着形成の障害や育児不安などのかたちで、育児の障害や子どもの発達に与える影響も大きい。このことから新生児訪問時に、産後うつスクリーニングを実施し、支援が必要な母親及び家族に対して継続訪問を実施する。</p> <p>妊婦の健康管理の充実と経済的負担軽減を図るため、公費負担制度を実施しており、基本受診券14枚、検査受診券10枚を交付している。</p> <p>次世代の育成を図ること、並びに少子化対策の一環として、一般不妊治療・特定不妊治療に対し助成金を交付する。</p> <p>① 母性保健事業費 (3,953千円) ② 産後うつ対策事業費 (11,876千円) ③ 妊婦健診事業費 (261,324千円) ④ 多胎児家庭育児支援事業費 (3,032千円) ⑤ 不妊治療事業費 (68,925千円) ⑥ 不育症治療費助成事業 (900千円)</p>
8 健康増進事業	389,691	使 25,043 国 11,067 県 18,230 諸 72,342	320,070	使 26,856 国 11,828 県 18,688 諸 17,064	<p>① 健康教育相談事業 (1,866千円) 市民の健康管理に資するため、心身の健康に関する個別の相談に応じる健康相談を実施する。また、健康増進に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らで守る」という自覚を高めるため、健康教育を実施する。</p> <p>② 基本健康診査事業 (3,991千円) 生活保護受給者等を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に医療機関に委託して実施する。</p> <p>③ 胃がん検診事業 (16,154千円) 胃がんを早期に発見するために検診車により市内を巡回し実施する。</p> <p>④ 子宮頸がん検診事業 (68,341千円) 子宮頸がんを早期に発見するため、医療機関に委託して実施する。</p> <p>⑤ 乳がん検診事業 (32,244千円) 乳がんを早期に発見するために、視触診・マンモグラフィ併用法による乳がん検診を個別検診・集団検診により実施する。</p> <p>⑥ 大腸がん検診事業 (59,226千円) 大腸がんを早期に発見するために、医療機関に委託して実施する。</p> <p>⑦ 歯科保健推進事業 (4,975千円) 成人歯科保健対策として、歯周疾患検診(35歳・40歳・45歳)と妊婦歯科検診を実施する。</p> <p>⑧ 肝炎ウイルス検査事業 (22,038千円) 肝炎ウイルス感染者を早期に発見するために、医療機関に委託して実施する。</p> <p>⑨ 後期高齢者健康診査事業 (21,067千円) 後期高齢者医療制度被保険者に対して、県後期高齢者医療広域連合より委託を受</p>

					<p>け、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的に医療機関に委託して実施する。</p> <p>⑩ 肺がん結核検診事業 (71,493 千円) 肺がん及び結核を早期に発見するために、医療機関に委託して実施する。</p> <p>⑪ 胃がんリスク検診事業 (18,675 千円) 胃がんによる死亡率の減少を目指し、胃がん検診の補助的に胃がんリスク検診(胃の健康度検査)を医療機関に委託して実施する。</p>	
合 計	1,447,374	使 国 県 諸	29,825 87,376 61,713 79,127	1,407,446	使 国 県 諸	31,723 86,335 58,702 24,449

5 子ども発達相談センター

(単位：千円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		説明 (平成 27 年度)
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 職員給与費			31,998		子ども発達相談センター(4人)
2 子ども発達相 談事業			33,947	国 2,869 県 1,434	<p>発達障害の疑いのある子どもへの早期発見、継続的相談や支援、校園での発達支援、関係部局との連携をすすめる子どもの発達に関する拠点施設として、3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの発達に関する相談を実施する。</p> <p>① 発達相談・発達検査 専門職種（発達相談員、言語相談員、作業療法士など）が発達相談を受け、必要に応じて発達検査を実施する。</p> <p>② 小児科医による診察 発達等に関する診察を行い、支援や治療の方向性について助言する。</p> <p>③ 地域連携・保護者支援 校園との連携（訪問観察等）により、子どもの発達を支援、また発達障害に関する啓発等の研修を実施する。</p>